

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

令和5年度に向けた基本的考え	1
主な取組	2
 1 社会福祉事業	
1 地域福祉推進事業	
(1)法人運営事業	5
(2)広報事業	6
(3)調査・研究・企画事業	6
(4)普及啓発事業	6
(5)小地域福祉活動推進事業	6
(6)車いす貸出事業	7
(7)地域福祉助成事業	7
(8)ネットワーク推進事業	7
(9)ボランティア活動推進事業	7
(10)福祉教育推進事業	8
(11)災害ボランティアセンター事業	8
(12)地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業含む)	8
(13)あんしん未来支援事業	9
(14)ささえあいサービス事業	9
(15)ファミリーサポートセンター事業	9
(16)高齢者等入居支援事業	10
(17)福祉相談	10
(18)ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業	10
(19)生活福祉資金貸付事業	10
(20)応急援護事業	10
(21)生活支援体制整備事業	10
(22)子ども支援活動助成事業	11
(23)地域力強化推進事業	11
(24)食を通じた見守り支援事業	11
2 歳末たすけあい運動事業	11
3 長寿応援基金事業	11
4 杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	11
 2 公益事業	
1 介護保険事業	
(1)地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業	12
2 要介護認定調査事業	12
3 訪問育児サポーター事業	12
4 私立保育所施設整備資金貸付事業	13
5 生活困窮者等自立支援事業	13
 3 収益事業	
1 自動販売機設置事業	14

令和5年度に向けた基本的考え

令和5年度は、杉並社協実施計画(令和元年度～5年度)の5年目の最終年となります。計画当初は、平成29年の社会福祉法人制度改革を受けて、社協に経営組織としての自覚と基盤強化が求められることとなりました。地域福祉をめぐるっては、税を原資とする行政サービスに限りがある中で地域の人々と共に支え合う共助の重要性が高まりをみせておりました。

そうした背景を踏まえ、時代の要請に応えるため、「あなたの(チカラ)をつなげる共助のまちづくり」を基本目標として、そのもとに4つの具体的目標を掲げました。そして、各具体的目標の方向性を定めるために、8つの施策、13の計画事業を設定し、その実現に取り組んできたところですが、コロナ禍の影響も一部の取組みには影を落としています。

5年度は、これまでの取組を総括するとともに、実施計画における4つの具体的目標を着実に達成するために、「令和5年度 事業計画」においては、各施策に掲げたあるべき姿の実現に向け、計画に沿った施策の積極的な展開していく中で、以下の5項目を事業推進の重点項目として取組を推進していきます。

なお、令和5年度当初予算は、財源の実態を十分に踏まえ、新規では地域福祉活動計画策定関連経費のみを計上する骨格予算として編成しますが、その後の状況の変化をふまえ、現時点で実施が可能な新規・拡充業務については計上することとします。

【令和6年度以降の社協の進むべき方向性】

現在の杉並社協実施計画(令和元年度～5年度)は、5年度をもって期間満了を迎えます。今後の社協の取組の多くは、住民との協働が不可欠であり、これからの社協の地域福祉活動の取組を考えていく上では、住民の参画が前提であり、これまで欠けていた目指すべき目標の共有が可能となります。

ついては、令和5年度において、社協が地域住民と共に取り組む地域福祉の道標とする(仮称)「杉並区地域福祉活動計画」と、社協の事業経営の在り方を示す(仮称)「杉並社協経営計画」の2つの計画の策定を目指すことといたします。

主な取組

1 広報機能の強化を活かした会員の増加や募金・寄附の拡大（事業費 5,508 千円）

<経営管理課>

社協が、地域の課題に合わせて柔軟に取り組むことができる財源として、社会福祉協議会の会費や寄附があります。継続会員に対しては、令和4年度からコンビニでも使用できる払込用紙の導入や「社協ニュース」を作成・発行してきましたが、引き続き、社協活動の成果を伝える情報発信に努めます。また、寄附の募集にあたっては、その目的や効果をわかりやすく伝えることが重要ですが、単発の寄附で終了してしまうケースも多いことから、企業等に積極的にPRしていく観点に立って広報誌やホームページ等の掲載内容を見直し、会費や寄附を通じて地道に社協が取り組んでいる実績をわかりやすく伝え、共感を得られるよう広報活動を強化していきます。

また、杉並の地域福祉活動を支えるための財源の一つである募金では、漸減傾向に対処するため、図画を取り入れた募金を伝えるパンフレットや払込用紙を組み合わせ独自チラシの作成・配付を行い、区民個人からの振込等は徐々に増えてきています。引き続き、区民目線による払込方法の検討に加え、区民一人ひとりにわかりやすい広報活動を取り入れながら募金の増加に取り組んでいきます。

2 生活困窮者に対する支援の充実

（事業費 12,092 千円）

<生活支援課>

経済活動は回復してきているものの、業種により好不況の偏りはあり、いまだに働きづらさを抱え、困窮状態の継続している方が少なくありません。さらに物価高騰の追い打ちが生活に大きな影響を与えています。

コロナ特例貸付は終了しましたが、杉並区内でも2万6千件以上の貸付を実施し、その償還が令和5年1月から始まっています。未だに生活に困窮する世帯には償還の免除や猶予の取り扱い、償還可能な方はその債権管理の手続きなど償還終了は早くても13年の年月が必要となります。

また、通常の生活福祉資金による貸付が必要な方は生活困窮者支援窓口くらしのサポートステーションとの連携支援が不可欠となるため引き続き支援の充実を図ります。支援にあたっては包括的な支援となるよう、社協内だけに留まらず、杉並区の関係部署や各関係機関との連携を強化し、地域課題としての取り組みとなるよう努めます。

3 平時における災害支援の関係づくりの強化

(事業費 400 千円)

<地域支援課>

近年、全国各地で発生している災害では、多様なボランティア・NPO団体等による活動が拡がりを見せています。杉並区においても、災害時における民間団体同士、行政との連携・調整を目途とした「災害ボランティアネットワーク連絡会」を開催し、平時における顔の見えるつながりを強化してきました。また、既存のボランティア・NPO団体等へ災害時においてどのような取組みが可能なのかというアンケート調査を行い、お互いの団体の強みを確認し合うための機会を作りました。

令和5年度は、引き続き災害時において連携できる団体・機関を増やすための機会を作り、災害ボランティアセンター運営の中核を担う社協が連携を必要とする団体・機関との協定を締結し、さらに顔の見える関係づくりを強化していきます。

あわせて、平時だからこそできる訓練実施や必要な資材の調達、マニュアルの整備を行っています。

4 子ども食堂・地域食堂支援を通じた課題の実態把握と連携づくり (事業費 283 千円)

<地域支援課>

コロナ禍前から進行していた貧困の格差や孤立は、コロナ禍の影響を受けてますます増大しています。特にひとり親家庭等を中心に、貧困リスクは深刻化しています。

その貧困の家庭等を支え続けている大きな動きが「子ども食堂・地域食堂（以下、食堂）」とフードパントリー等の食糧支援です。杉並区内でも多様な展開がなされていますが、引き続き、社協は新規「食堂」の立ち上げ支援、民間企業等からの食材支援の調整、そして活動団体で構成されている「杉並子ども食堂ネットワーク」の事務局を担い、運営上の課題解決を目指し積極的に取組を進めていきます。

今後は、行政・関係団体の協力を得ながら困窮世帯への実態把握に努めるとともに、行政、町会自治会・民生委員、関係団体等と連携を図りながら、困窮世帯が求める支援につなげていきます。

5 令和6年度以降に向けた計画策定

(事業費472千円)

＜地域支援課・経営管理課＞

(1) (仮称)「杉並区地域福祉活動計画」

これまで「実施計画」を策定し、社協の事業を通じて地域福祉活動の推進を図ってきましたが、社協の取組の多くは住民との協働が不可欠であり、社協主体で策定した計画では住民との共通認識や理解を得られきれていない一面がありました。さらに、地域の福祉課題に取り組む主体は、地域住民をはじめ福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPOなど様々増えてきており、それぞれが個々に取り組むだけではなく、地域共生社会の実現に向けては共通の目標のもと取組を進めていくことが必要となります。そのため、今回、社協が各主体に呼びかけ、地域の多様な活動主体（機関・団体・行政）とともに「地域福祉活動計画」を策定し、協働していくための計画としていくことを目指します。

計画策定にあたっては策定委員会と具体的な検討を行う作業部会を設置します。主な検討内容として、住民等の声に耳を傾けながら、区内の地域福祉に係る課題の抽出を行い、課題に対する取組項目の設定と課題解決策について具体的に検討します。令和6年度から取り組む計画とし、令和5年度の10～11月には計画の素案作成を目指します。

(2) (仮称)「杉並社協経営計画」

この間、実施計画の一項目として、経営基盤の安定化を目指して取組を進めてきましたが、現在、社協事業の財源のうち、5割は杉並区や東京都社会福祉協議会からの受託事業、3割は杉並区からの補助金で占めるようになっています。

また、積極的な事業運営を展開していくためには、企画立案のできる人材の育成が欠かせません。地域共生社会づくりに向けて持続可能な事業経営を展開していくために、今一度、組織の進むべき方向を十分協議し、経営理念やビジョンを定め、そして、人材育成等のより具体的な項目を中長期的な視点から分析・評価していくことが必要です。これまでの実施計画を改め、経営面からの事業指針となるような計画を策定します。

1 社会福祉事業

事業名	事業内容
1 地域福祉推進事業 (1) 法人運営事業	1 法人運営会議 社会福祉法の規定に基づき、ガバナンスの強化と透明性の確保に努め、組織運営を行う。主に予算・事業計画、決算・事業報告など組織の重要案件について理事会、評議員会において協議、議決する。 (1) 理事会 ・毎会計年度終了後3か月以内、10月、3月及び必要がある場合に開催する。 (2) 評議員会 ・毎会計年度終了後3か月以内、3月及び必要がある場合に開催する。 (3) 評議員選任・解任委員会 ・必要がある場合に開催する。 (4) 監査 ・毎会計年度終了後3か月以内の年1回開催 ・相互検査実施 11月 2 組織基盤の強化 最終年度となる実施計画(令和元～5年度)に掲げた事業等を実施し、地域福祉の推進役として役割を果たしていくために、組織基盤の強化を図る。 (1) 資金管理計画の策定 杉並区社会福祉協議会資産管理方針に基づき、資金管理計画を策定し、資産管理を行う。 ・令和5年度資金管理計画の策定 (2) 自主財源の拡充と増収強化 福祉課題に柔軟に取り組むための財源を確保する。 ・基金の柔軟な活用 ・寄附の成果を伝えるPR活動の実施 (3) 人材の確保と育成 職員の資質向上につながる効果的な研修を企画する。 ・有用な人材の育成を目指した研修の実施 (4) 会員の参加促進及び組織強化 既存会員の継続と新規会員の拡大のため、社協の理念や事業について広く周知していく。また、会費により支えられている事業の実績や効果を伝え、会員自身が地域貢献として感じられるよう働きかけを行う。 ・既存会員の維持及び新規会員の勧誘 ・会員に向けた情報提供 (5) 地域公益活動ネットワークの推進 杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会の事務局を担い、連携し、地域公益活動の推進する。 (6) 地域協議会の開催 必要に応じ、地域公益事業を行う社会福祉充実計画に関する意見聴取の場として地域協議会を設置・運営する。 (7) 業務改善・効率化と管理体制の確立 ・内部管理体制を見直し、業務改善や業務の効率化 ・外部専門家の活用による業務効率化 ・職員提案制度による業務改善 ・グループウェア活用による情報管理体制の強化 (8) 仮称「社協経営計画」の策定 現在の「実施計画」の計画期間終了に伴い、持続可能な事業経営を展開していくために経営面からの事業指針となる(仮称)「社協経営計画」を策定する。 3 部会 地域の様々な福祉的課題を共有し、課題の解決に向けた取り組みを連携しながら活動していくために部会を組織する。 (1) 保育部会 (2) 民生委員・児童委員部会 (3) 支部活動費の助成

事業名	事業内容
(2) 広報事業	社協事業や寄附・募金を原資に推進している地域福祉活動を積極的に周知し、寄附による事業の貢献度等を通じて社協の認知度の向上をめざす。 各種ツールで効果的な広報・PRを行う。 1 「すぎなみ社協」の発行（年間4回） 社協事業に関わる住民の活動写真や声を掲載し、社協の活動内容に対する区民の理解がすすむ紙面づくりを行う。 ・95,000部(新聞折込)×4回(7月、9月、11月、3月) ・7月発行分に社協会員振込用紙を印刷 2 杉並社協ハンドブックの作成 3 杉並社協リーフレットの配布 社協主催の講座・イベント及び参加するイベント等で配布する。 4 杉並社協ホームページの運営管理 毎月の更新を充実し、閲覧件数の増加をめざす。 5 SNSによる情報発信 公式Facebookページを活用し、イベント情報等を迅速に発信する。 6 地域行事への出展 ・すぎなみフェスタほか
(3) 調査・研究・企画事業	新たに住民主体の地域福祉活動の推進方策を定めるため「杉並区地域福祉活動計画」を策定する。新計画は、行政計画である「地域福祉計画(※杉並区では地域福祉推進計画)」と連携するため、令和6～9年度の4年間の計画とし、策定委員会を設置し、策定作業をすすめる。 1 「杉並区地域福祉活動計画」の策定 (1) 策定委員会の開催 ・策定委員会：4回程度開催 ・部会：7～8回程度開催 ・策定期間：4～12月 【委員構成】 民生児童委員、主任児童委員、町会自治会、NPO・ボランティア団体、障害者福祉団体、社会福祉施設、学識経験者など 【検討内容】 ・各種調査・アンケート、ヒアリングを通じて、福祉課題の抽出、整理。 ・取組項目の設定と課題解決策について検討
(4) 普及啓発	地域の困りごとへの対応や助け合いや支え合いの活動に、より多くの区民の関心が高まる取り組みを行う。 1 募金事業の周知 地域福祉活動を支える大切な財源である歳末たすけあい募金等募金の効果や異議を伝えてともに、普及啓発グッズを用意し、地域イベントに参加し募金についてPRを行う。 2 地域福祉フォーラムの見直し・検討 地域共生社会の実現にあたって、地域力向上につながる代替企画を検討する。
(5) 小地域福祉活動推進事業	地域住民が主体となって身近な課題を拾い上げ、小地域単位の地域特性にあった活動を行い、世代を超えて顔の見える関係づくりを進めることを支援する。 1 きずなサロン支援事業 ・きずなサロンの立ち上げ支援や運営支援 ・社会情勢に合わせたサロン運営支援の検討・実施 ・サロン運営者・参加者に向けた情報発信 ・サロン活動希望者への相談支援の実施 随時 ・サロン同士のつながりづくり、ネットワークづくり ・サロン運営者向け勉強会または交流会を実施（オンライン含む） 2 関係機関との連携強化 担当を決め、定期連絡会に参加することで、事業への協力、情報収集・提供等を行い、地域課題や困りごとを共有し、解決方法を共に考え取り組む。 ・杉並区民生委員児童委員協議会 ・杉並区町会連合会 ・ケア24ほか

事業名	事業内容
(6) 車いす貸出事業	困ったときに家の近くで車いすが借りられるように、地域と協力して貸出事業を行う。 1 車いすの短期貸出と貸出拠点の拡充 既存拠点での車いすの管理方法の見直し及び必要に応じた交換、老朽化した車いすの廃棄を順次行う。あわせて公共施設への貸出拠点の拡充を検討する。 ・ノーパンクタイヤ車いすに順次交換（10台） 2 車いす貸出を通じた福祉ニーズの把握
(7) 地域福祉助成事業	「地域のつながり」をつくる活動を応援するため助成事業を行う。 1 地域福祉活動費助成事業の実施 区内における地域活動のうち新規活動の立ち上げ、先駆的活動に対するチャレンジ応援助成（50万円上限）と既存活動の活性化のための定例活動活性化助成（20万円上限）を行う。 ・予定総額 450万円 2 助成金利用事業の報告、PR
(8) ネットワーク推進事業	杉並区の生活支援体制整備事業（第1層生活支援コーディネーター）、地域支え合いの仕組みづくり事業（地域福祉コーディネーター）を通して、地域の高齢者ニーズや狭間のニーズ、地域資源の把握を行い、地域の実情に合わせた事業を実施する。 1 地域支援ネットワーク 日頃から声をかけあい、ささえあい、助けあえるようなご近所のつながりができ、小さな単位で、多世代がつながる地域づくりに取り組む。 2 新たな地域課題への対応 新たな地域課題を把握し、解決に向けた区民、事業者等による活動支援やネットワークづくりに取り組む。 ○「子ども食堂ネットワーク」事務局を担い、子どもの貧困や居場所づくりの活動支援 ・新規立ち上げ相談や寄付相談への対応、子ども食堂ネットワークのサポート、及びネットワークの橋渡しの強化 ○コロナ禍支援事業の効果測定 気になる世帯や、貧困状態にある家庭等に対し、訪問時や窓口対応時に昨年度配布した応急支援パック（食料品、日用品、支援情報など）について効果測定を行う。
(9) ボランティア活動推進事業	窓口・電話等でボランティア活動に関する相談全般を受けるほか、ボランティア活動を希望する個人・団体とボランティア活動を必要としている方々へのコーディネートを行う。 1 コーディネート事業 (1) 地域とつながろう講座～チャレンジ！ボランティアの開催 多様なテーマで講座等を開催し、ボランティア活動へのきっかけとなることを目指す。すぎなみ地域大学と共催で、ボランティア活動についての講座等を開催する。 (2) 特技を活かしたボランティア登録、コーディネート及び発表の場の提供 ・活動先となる福祉施設等への特技ボランティアの紹介 ・特技を披露する発表会の開催（ボラセン交流会と同時開催） (3) 窓口、電話等によるボランティア活動相談対応及びコーディネート業務 ・相談情報システムを利用した効果的な情報提供 (4) ボラセン交流会の開催 ボランティアセンターに関係する団体、ボランティア等が互いの情報を知り、活動をさらに発展させるようなつながりの場を提供する。 2 人材養成・研修事業 (1) 地域での人材養成及びフォローアップ ・傾聴ボランティア養成講座の開催 ・傾聴ボランティアスキルアップ講座、連絡会の開催 ・各種連絡会への参加 (2) 夏のボランティア体験の開催 ・幅広い世代を対象とした夏休み期間中のボランティア体験プログラムの提供 ・福祉について学び、地域とつながるプログラムの提供

事業名	事業内容
(9) ボランティア活動推進事業	3 情報の収集と発信・提供 (1) ボランティアセンター事業と連動した情報紙「ボラン・て」の編集、発行 ・毎月10日発行（月4,500部） ・特集企画やボランティア情報の掲載 (2) ボランティアセンターホームページの運営 ・ボランティア、地域活動に関する情報を発信 ・活動者によるボランティア、地域活動情報の発信をサポート 4 ボランティアセンターの運営 ・運営委員会の開催：年4回程度の開催 ・各種部会（広報・企画・調査部会）の開催（随時） ・団体登録、情報通知登録 ・活動団体への支援：器材の貸出 ・ボランティア保険、行事保険の加入支援 ・センター運営の協力ボランティア - 切手整理（毎月第3水曜日） - 情報紙発送（毎月10日前後）
(10) 福祉教育推進事業	地域の福祉課題等を取り上げ、ボランティア学習、福祉教育の推進を図る。 1 高齢者模擬体験セット、体験用車いす等の貸出 2 学校等でのボランティア学習、福祉教育プログラムの企画への協力、講話依頼への対応 3 福祉教育プログラムへの障害当事者及び講師の紹介 4 福祉教育プログラム集や動画等の活用
(11) 災害ボランティアセンター事業	民間団体と連携しながら災害時における支援体制づくりに取り組むとともに、区民の災害に対する知識向上、災害時のボランティア協力を呼び掛ける。 1 災害ボランティアネットワークの拡充 - 被災者支援活動（コーディネート）を円滑に進めるため、区内関係団体等とのネットワーク連絡会を開催する。平時から活動支援に関わる課題等を共有し、解決に向けて話し合う。 ・城西ブロック内社会福祉協議会（練馬・豊島・中野・板橋）との支援体制づくりの整備 ・地域のボランティア団体等のネットワーク拡充のため、団体向けワークショップの開催 2 災害ボランティア講座の開催 ・災害ボランティアの活動者を増やし知識向上を図るため、区民向け入門講座の開催 ・養成したボランティアを対象としたスキルアップ講座の開催 3 災害ボランティアセンター運営訓練の実施 ・職員向け研修（訓練）の実施 ・区民参加型での運営訓練の実施 4 災害ボランティアセンターの周知PR ・区内の防災イベント等への参加 5 災害ボランティアセンターの充実に向けた取り組み ・社協内作業部会（災害対応委員会）での訓練内容検討、マニュアル改編の検討 ・資機材の整備 ・効果的な訓練に向けての検討
(12) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業含む）	判断力が十分でない障害者や高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、契約に基づき支援する。本人の権利を保護しながら福祉サービスを利用する際の手続きや、郵便物等書類の確認と対応、日常の金銭管理等を行い、地域で生活するための支援を行う。また判断力は十分であっても外出に支障のある重度身体障害者にも対応する。 成年後見センターをはじめ、行政、ケア24、関係機関等と連携しながら権利侵害を防ぎ、適切な支援を行うと共に、潜在的ニーズにも応じることができるよう、権利擁護についての理解を深めていく。 1 適切な相談対応と契約締結 ・事業説明や利用意向、契約能力の確認等を踏まえた支援計画の作成 ・専門員のスキル向上のための研修参加 2 権利擁護の周知普及 ・地域ケア会議や事例検討等の機会を活用した権利擁護の理解促進 ・民生委員等への事業説明 ・事例検討会等の開催 ・広報紙での周知 ・社協内の他部署や他機関と連携した周知活動

事業名	事業内容
(12) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業含む）	3 関係機関との連携強化による契約者支援 ・行政、ケア24、すまいる、ケアマネジャー、相談支援事業所、成年後見センター等との連携強化 4 生活支援員の資質向上 ・研修の実施 ・専門員との同行訪問によるスキルアップ
(13) あんしん未来支援事業	杉並社協の独自事業として区内に暮らしている判断力の十分な高齢者や障害者等で、支援可能な親族がいない方を対象とし、いざという時の支援内容をあらかじめ決めて契約し、定期的な見守り等を行うことで安心して暮らせるよう支援する。 1 適切な相談対応と契約者支援 ・相談スキルの向上を図る研修等の開催 ・日常の見守り及び必要時の適切な支援 2 あんしん未来支援事業審査会の実施 ・契約審議や協議事項について年3回開催 3 関係機関との連携強化 ・ケア24や民生委員・児童委員、医療機関等関係機関との連携強化
(14) ささえあいサービス事業	お手伝いいただける方（協力会員）が日常生活を送る上で手助けの必要な方（利用会員）の家事の援助や介護を行うことを通じ、会員同士でささえあい仕組みである。 住民相互のささえあい活動推進のため周知に努める。 1 相談援助及び利用会員の登録 ・利用相談に対して必要な情報提供と訪問による実態把握及び利用会員登録 ・利用会員のニーズを見極め、状況に応じた柔軟なサービス提供 ・相談に対する適切な環境での相談援助の実施、関係機関との連携 2 協力会員の確保 協力会員確保に向けて、区掲示板、地域の店舗、関係機関など、様々な媒体での募集案内を行う。 ・「個別登録説明」随時実施 ・「登録時研修」年6回実施 3 協力会員のスキルの向上 ・専門職の講師によるフォローアップ研修の開催 ・会員間の情報交換と交流を図るための交流会の開催 4 情報提供とPR ・情報紙「ささえあい」による、会員活動に必要な情報や地域活動の情報提供（利用会員対象に年4回、協力会員対象に年12回） ・関係機関向け情報誌（年2回発行）やリーフレットの配布による事業周知と住民同士の支え合い推進への働きかけの実施 5 生活支援の充実、推進 ・区内の在宅サービス実施団体との情報交換会 ・区内の在宅サービス実施団体や各種相談機関との勉強会や協働企画などの実施
(15) ファミリー・サポート・センター事業 〔杉並区〕	区民同士が子育てを助け合うために、子育ての手助けがほしい人（利用会員）と手助けができる人（協力会員）が会員となり、地域の中で子育ての相互援助を行う。 1 相談援助及び利用会員の登録 ・利用相談に対し必要な情報提供、入会希望者に面談の上、登録の実施 ・援助活動のための組み合わせの実施 2 協力会員の確保 ・説明会の開催（年2回） ・協力会員募集案内を広報へ掲載、区掲示板の活用、子育て関係機関への配布 3 協力会員活動に必要な知識の修得、スキルの向上を図る。 ・登録時研修、ステップアップ講習会、フォローアップ研修会等、活動に必要な研修の開催 ・協力会員同士の交流や情報交換、活動への意識や意欲を高める交流会の開催

事業名	事業内容
(15) ファミリー・サポート・センター事業	4 情報提供とPR ・情報紙「杉並ファミサポ通信」による会員への情報提供（年4回発行） ・チラシ、入会の手引き等の関係機関への配付による事業の周知 ・説明会の開催や関係機関との情報共有、行事への参加を通じた事業の周知PR 5 杉並子育て応援券の対応 ・応援券の活用と協力会員の利便性の向上
(16) 高齢者等入居支援事業 （杉並区居住支援協議会）	区内の民間賃貸住宅に住む高齢者等を対象に、日々の生活の不安を解消するとともに家主も安心して賃貸住宅を貸すことができるよう支援する。 1 対象 ・自立した日常生活が営める65歳以上の単身の方 ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の交付を受けている単身の方 2 事業内容 申込み時に目的ごとの預託金を預かり、本人が死亡した際に民間賃貸住宅の「残存家財等の撤去」、または「葬儀の実施」を行う。
(17) 福祉相談	全職員が地域に出向く機会を活かし、地域の福祉課題の把握に努め、孤立しがちな住民やどこに相談したらよいのかわからない住民の地域で暮らし続ける力を支えるために相談事業を行う。 ○福祉なんでも相談の実施 (1) 制度、サービスの狭間の相談受付、伴走支援 (2) 相談内容の傾向分析とスーパーバイズ（助言、援助、指導） ・担当係内で情報共有、ケースを受け止める体制の整備（随時） (3) 社内連携の仕組みづくり 一係では受止めることが困難なケース等、社内の横断的な連携を図るための勉強会・事例検討会等を実施し、係間連携、意識の向上を図る。
(18) ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業 （東京都社会福祉協議会）	東京都内において高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対しひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事務を行うことにより、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。 また住宅支援資金貸付においては、住居の借りに必要となる資金の貸付を行うことで就労や子どもの高等教育の確保などにつなげ、自立の促進を図る。
(19) 生活福祉資金貸付事業 （東京都社会福祉協議会）	地域に暮らす低所得者世帯、高齢者世帯及び障害者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図る。 特例貸付については、令和4年12月から償還事務が開始されている。 また、生活困窮者自立支援相談窓口（くらしのサポートステーション）等との連携を強化し、課題整理の上必要な支援機関へ繋ぎを行う。 1 生活福祉資金貸付 (1) 資金貸付制度の周知 ・広報紙すぎなみ社協等の活用 ・民生委員や関係機関への周知を図る等、必要な方への周知の強化 (2) 低所得者等への支援 世帯の自立及び償還が見込まれる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談を行うことで、安定した生活を送れるよう支援する。 (3) 償還業務の適切な遂行と滞納者への対策 東京都社会福祉協議会から発行される償還通知等を送付し、借受人の償還が適切に進むよう支援する。 滞納者世帯の生活状況等の把握に努め、必要に応じて救済制度及び他制度利用へのアプローチを行う。 2 コロナ特例貸付 ・特例貸付の償還相談対応と、償還猶予等の受付事務及び手続支援
(20) 応急援護事業 （杉並区）	生活困窮者に対し、福祉事務所を窓口として、応急的、一時的な援護を行うことによって自立更生を助長し、生活の安定と生活意欲の増進を図る。
(21) 生活支援体制整備事業 （杉並区）	高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して自分らしい生活が送れるように、地域における支えあいの体制づくりを推進する。 第1層は杉並区全域、第2層は中学校区域（日常生活圏域）を対象に取り組む。

事業名	事業内容
(21)生活支援体制整備事業 〔杉並区〕	○第1層生活支援コーディネーターの配置 (1)「普及啓発事業として、広く区民に「ささえあいの地域づくり」を浸透させる取り組み ・区民向け講座 年 1回 (2)第2層生活支援コーディネーターとの連携協力 (3)第1層協議体（部会）活動への参加
(22)子ども支援活動助成事業	子ども食堂等、子どもを中心とした支援活動に対して助成し、子どもが健やかに育成される環境整備を図る。 ○子ども支援活動助成事業の実施 ・予定総額 350万円
(23)地域力強化推進事業 〔杉並区〕	住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることでできる環境を作り、地域課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を図る。そのため地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備と地域福祉活動への関心を高める取組を検討、実施していく。 ○地域福祉コーディネーターの配置による地域力強化 ・小地域での個別課題、地域課題の収集、地域の集いの場、拠点の立上げ支援等 ・地域福祉コーディネーターの機能・役割の周知PRと実情に応じた地域の連携強化
(24)食を通じた見守り支援事業 〔杉並区〕	子ども家庭支援センターとの連携のもと、「見守りコーディネーター」が支援を必要とする児童がいる家庭を定期的に訪問し食材を配送する中で、子どもの安全を確認する。また配送とともに、地域福祉推進の観点から地域とのつながりを考えた情報提供の支援や関係構築を働きかけることで、児童の健全育成、児童虐待の未然予防を図る。 ○食を通じた子どもの見守り支援 (1)対象家庭への食材の配送に伴う訪問活動 (2)訪問時に児童の安全及び家庭の状況の把握
2 歳末たすけあい運動事業	住民相互のたすけあいを基調として、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現するための多様な活動を財政面から支援する。 1 歳末たすけあい運動の実施 地域住民が主体となって行う福祉活動や福祉施設が地域と協働で取り組む事業を財政面から支援するため12月1日から12月31日の間、募金活動を実施する。 目標額：8,000,000円（令和4年度実績7,757,982円） 2 東京都共同募金会杉並地区協力会の事務局運営 赤い羽根共同募金（10月1日から12月31日まで）募金活動を実施する。 目標額：6,000,000円（令和4年度実績6,147,892円） ・東京都共同募金会杉並地区協力会理事会の開催 ・東京都共同募金会杉並地区配分推せん委員会の開催
3 長寿応援基金事業	杉並区長寿応援ポイント制度の「長寿応援ファンド」の適切な管理・運営及び、助成金の交付を行う。
4 杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	低所得世帯の子どもの高校進学を支援するため、「東京都受験生チャレンジ支援貸付事業」の補完事業として、中学3年生を対象に学習塾等の受講費用の貸付を行う。 ・貸付限度額 1名につき、10万円 ・貸付予定件数 76件

2 公益事業

事業名	事業内容
1 介護保険事業 (1) 地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業 ・南荻窪 ・梅里 ・永福 〔 杉並区 〕	「認知症対策」「在宅医療連携推進」「生活支援体制整備」等の業務を通じて、地域包括ケアシステムの構築を図る。 また、高齢者の様々な相談を正確に聴き取り判断し、適切な支援につなげる。 1 地域包括ケアシステムの構築 (1) 地域との連携 ・地域包括ケア推進員を中心とした地域のネットワークづくり ・社会資源の活用と広報活動 ・介護者支援（家族介護教室の開催等） ・生活支援体制整備 地域づくりのため第1層生活支援コーディネーターと連携協力し、第2層協議体の活動展開を図っていく。 ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていける地域の土壌づくり (2) 支援困難事例対応とケアマネジャーへの支援・助言・相談 ・地域ケア会議の開催 ・ケアマネジャー等、関係機関連絡会・研修会等の開催 2 高齢者総合相談・支援 (1) 総合相談・支援と実態把握 専門性を活かし、高齢者に関する様々な相談を受け止め、課題整理と解決に向けた支援を行う。 相談を待つだけではなく、地域に出向いて実態を把握して、解決する、また適切な機関へつなぐ。 (2) 高齢者虐待防止・権利擁護事業 地域の身近な相談機関として相談や通報を受け訪問し、早期に高齢者の安全や権利を守るための支援をする。 (3) 介護予防ケアマネジメント ・要支援者に対し個々の生活課題に向き合い、自立に向けたプランの作成 ・高齢者の自立・役割・生きがいのための総合的な支援の実施
2 要介護認定調査事業 (指定市町村事務受託法人) 〔 杉並区 〕	介護保険の新規申請、更新申請、区分変更申請時の認定調査を行うほか、区内3か所の調査事務所から在宅・施設・病院へ訪問し調査を行う。 経営効率の向上を図るための検討を行う。 1 区内調査3事務所の経営（年間合計 11,000件） 南荻窪事務所 285件／月 年間計 3,410件 永福事務所 340件／月 年間計 4,070件 天沼事務所 295件／月 年間計 3,520件 2 区外調査の実施（年間合計 約1,100件） 区外担当事務所 90件／月 3 調査員の資質向上 内部研修 1回、現任研修 1回
3 訪問育児サポーター事業 〔 杉並区 〕	1歳未満の乳児のいる家庭に、子育て経験があり専門の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者からの子育てへの心配ごとや悩みを傾聴したり、一緒に考えるなどにより不安の解消に繋げ、地域で安心して子育てができるような手助けをしていく。 また、支援の必要な家庭には関係機関との連携を図り虐待未然防止への役割を果たしていく。 1 相談援助及び訪問活動 相談に対して必要な情報提供を行い、希望者に対してコーディネーターが事前アセスメント訪問をし、訪問育児サポーターに繋げる。 ・訪問育児サポーターによる訪問活動（上限3回・多胎児は6回） 2 研修と交流会 登録してるサポーターに対して、必要な研修や情報提供、交流などを行う。 3 情報提供とPR 関係機関へのチラシ等の配布により、事業周知を図る。 ・保護者向けの講習会などでの周知PRの実施 4 訪問育児連絡会の開催 ・区役所所管課と保健センター保健師と隔月での情報交換の実施 5 サポーター養成 ・サポーター養成講座の適宜開催。サポーター候補者の育成・養成

事業名	事業内容
4 私立保育所施設整備資金貸付事業	保育所施設及び諸整備の充実を図り、円滑な運営を確保し児童福祉の向上に寄与するため、私立保育所の施設整備のための資金を無利子で貸付ける。
5 生活困窮者等自立支援事業 〔 杉並区 〕	離職やひきこもりなど、生きづらさを抱えた区民の困りごとに寄り添い、伴走型の支援を展開しながら、地域社会とのつながりを目指すなど個々人の自立に向けての支援を行う。 1 相談窓口の運営 「くらしのサポートステーション～生活自立支援窓口～」 (1) 周知・PR ・リーフレットの作成・配付や広報紙等への制度・窓口案内の掲載などによる区民への周知・理解促進 ・周知のための「くらすポ通信」作成・配布 ・関係機関向け生活困窮者自立支援事業説明と情報交換の開催 ・ケース対応を兼ねた支援調整会議の開催 ・来所が困難な方への対応として、事業周知の機会の強化及び出張相談会の実施 (2) 相談支援 相談機関相互の連携体制の強化をめざし、相談機関連携推進員を中心に生活困窮をはじめとした地域の生活課題を抱えた相談者への包括的な支援、地域課題への取り組みの充実を図る。 ・ケースに応じた柔軟なアウトリーチ型の支援の強化 (3) 住居確保給付金支給対象者の支援 ・福祉事務所や就労支援機関と連携し、申請手続き及び給付中の就労等自立に向けた支援の実施 (4) 家計改善支援 自立に向けて家計相談を行うことで、相談者自身が安定した生活を目指せるような支援を行う。必要な場合は、他制度が活用できるよう支援する。 2 各支援機関との連携体制の構築 (1) 他機関との連携 ・杉並区関係部署や区内の関係機関との連携体制による適時適切な支援の実施 (2) 社協内他部署との連携 ・相談者のニーズを他係にフィードバックし、他事業との連携や社会参加の機会となる社会資源の開拓等を目的とした情報共有 3 職員の資質向上 ・国や都主催の研修への参加 ・スキルアップのため職員勉強会の開催 4 その他ワンストップ支援に必要な取り組み ・生活困窮者支援を通じた地域づくりへの検討 ・緊急的な食糧支援、生理用品の配布など

3 収益事業

事業名	事業内容
1 自動販売機設置事業	収益を社会福祉事業もしくは公益事業の経営に充当するため、自動販売機を設置する。